主 文本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中六〇日を原判決の本刑に算入する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人池田清治および被告人がそれぞれ差し出した各控訴趣 意書に記載してあるとおりであるので、いずれもこれを引用し、これらに対し当裁 判所は、次のように判断をする。

被告人の論旨について。

所論は、

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 加納駿平 判事 河本文夫 判事 清水春三)